

令和4年 天草市農業委員会第12回総会議事録

令和4年11月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和弘 君
3番	金棒 康二 君	4番	淀川 洋一 君
5番	猪原 真滋 君	6番	中村 三千人 君
7番	野中 幸廣 君	8番	平岡 敬則 君
9番	川口 明 君	10番	富崎 ますみ 君
11番	黒川 紀世子 君	12番	端田 睦子 君
13番	山並 彰一郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

なし

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上原 和之	係長	松本 馨
書記	井上 拓海	書記	浦川 優也
書記	濱 朋也		

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第101号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第102号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第103号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第104号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第6	議第105号	非農地証明書交付申請について
日程第7	議第106号	非農地判断について
日程第8	議第107号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請について
日程第9		報告事項について

閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和4年天草市農業委員会第12回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） みなさんこんにちは。コロナウイルスが第8波ということで、再び増え始めています。11月開催予定の忘年会につきましては、以前も話をしましたが、延期をさせていただき、可能であれば1月の総会後に新年会をできればと思います。正式に決まりましたら文書にて連絡をさせていただきたいと思います。また、農業関係についても非常に厳しい状態となっております。特に牛をはじめとする畜産業では、飼料の値段が上がり、対して牛の値段はどんどん下がっているような状態です。お米についてもあまりいいような状況ではないようでございます。さらにミカンについても、温暖化などの異常気象で、去年の雨の量が少なかったため、今年は実りが乏しく、近くの販売場へ行ってみても温州ミカンが一時期はありませんでした。そのため、かなりの高価格で推移しています。農業関係が大変な中で、肥料関係についてや野菜の苗関係についての申請時期が、以前文書でお知らせしましたとおり、到来しています。特に肥料関係につきましては、来年の春ごろに適用されるという事でございますので、十分に活用して、農業に取り組んでいただければと思います。本日は3条が4件、4条が10件、5条が13件、利用権設定が19件、非農地が7件、農業振興地域からの除外が5件、合計58件と非常に多くの議案が提案されています。慎重なるご審議をしていただきながら進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○事務局（上原和之君） 本日は、すべての委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、7番野中委員、8番平岡委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第101号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。本町の譲受人は、本町の譲渡人より、本町の田322㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照ら

した結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。11月20日松下推進委員と現地の確認に行きました。近くに自宅を建てるために土地を購入されたそうで、この農地も一緒に購入して野菜を栽培しますというお話でした。問題ないと思います。ご審議をお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。志柿町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑426㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。11月22日に現地確認をして参りました。資料にありますように、貸していた農地を売買したいという事がございますので何ら問題ないと思います。管理も写真を見ていただければわかりますようにきちんとされていますので、どうぞご協議をお願いしたいと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。この農地は、令和4年9月総会で空き家に付属した農地に指定されたものです。譲受人は空き家等情報バンク制度の利用登録者であ

り、空き家に移住することを確認しています。沖縄県の譲受人は、兵庫県の譲渡人より、栖本町の畑 495 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。空き家を黄色、申請地を赤色で着色しています。次が現地の農地の写真です。次が空き家の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。11月23日に推進委員の松本さんと現地確認に行ってきた。事務局から説明があったとおり、以前に空き家に付属した農地に決定したところです。譲受人については、お会いしたことがありませんので、若い方ということ以外はよくわかりませんが、農地に関しては特段問題がないと思います。審議のほどよろしく願います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑 477 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、からいもを栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。11月20日、地元の原田推進委員と現地確認に行ってきた。事務局の説明のとおり、こちらは贈与という事だそうです。書類にもありますようにきちんと畑も整備してありますので、問題ないと思います。ご審議よろしく願います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第102号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の2ページをご覧ください。この案件は、令和4年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和4年天草市農業委員会第6回総会において許可見込みありと判断され、令和4年10月に除外されたものです。1番について説明します。転用者は宇城市の個人で、下浦町の畑424㎡に植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理が難しいため、スギ33本を植林する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。11月24日現地確認に行きまして。航空写真を見ていただければ分かりますように、地目だけが農地で、現況は周囲も含めて全て山林の状態です。30年近く前にスギを植えたとのことで、山林以外にすることは極めて困難で、仕方がないのではないかと見てきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。この案件も、令和4年10月に農用地区域から除外されたものです。転用者は本渡町の個人で、楠浦町の田と畑2322㎡を駐車場及び資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇と〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。2枚あります。2枚目です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。この案件は、動画が2つあります。2つ目です。土地利用計画の内容は、経営する会社の資材置場及び駐車スペースが不足しているため、事務所2棟、工場2棟、倉庫1棟、重機駐車場21台、従業員駐車場12台、資材置場として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に一部が転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日浦上委員と確認に行きました。見に行くのは2回目なのですが、今回はお仕事で、申請者とはお会いできませんでした。以前に非常に水はけが悪く、全体が水浸しになるというのをお聞きしましたので、仕方がないのかなと思います。私としては以上です。審議をお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。転用者は古川町の個人で、古川町の畑606㎡を月極駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、月極駐車場として需要が見込まれるため、月極駐車場28

台、通路として利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。11月25日に現地の確認を致しました。毎日通っている場所です。実はこの場所は近くの〇〇の駐車場だったそうです。始末書のとおり、昭和60年ごろその〇〇ができています。なぜ知っているかといいますと、実は〇〇〇〇がその〇〇ができたくらいに〇〇〇〇しております。40年近くこのような状態になっているので、今更という感じもしましたが、始末書が出ていますから、問題がないとは言えないと思うんですけども、仕方がないのかなと思いながら、見て来ました。以上です。ご審議お願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。この案件も、令和4年10月に農用地区域から除外されたものです。転用者は熊本市の個人で、久玉町の田258㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、実家の駐車スペースが不足しているため、住宅1棟、倉庫1棟、駐車場2台として利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（金棒康二君） 3番金棒です。このあたりは牛深の中でも一番広い自然地帯です。申請をされた方とお話することが出来たので紹介をします。申請人は農地法の事は、若いこともあり全く知らなかったという事でした。経緯を説明しますと、このあたりで、大型トラ

クターの導入が始まったころ、申請人もトラクターを買われましたが、それをしまう場所がないため、倉庫を作らないといけないと考えられました。水田を埋め立てられる前に、それが分かればよかったんですが、それに気づかないまま、家を建て、駐車場を作り、作った後に、それは農地だからきちんと転用の許可をしないといけないというのを初めて教わったそうです。そのような事情ですので、今回だけはご勘弁くださいというのを申請人から聞きました。審議をよろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の3ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は倉岳町の法人で、倉岳町の田1628㎡を堆肥舎へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、農用区域内農地です。農用区域内農地は原則転用許可できませんが、農業用施設のため、例外規定にあてはまり、許可することが、可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、規模拡大に伴い、堆肥舎が必要なため、堆肥舎1棟、ロール置場、作業場、転回スペースとして整備し、利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。11月21日に現地の確認に行きました。申請人から聞いたこととお話します。先ほどの動画の反対側にも堆肥舎が建っておりますが、そこは耕作するには条件が悪いため堆肥舎を建てられたそうです。今回も同じ条件のため、新しく堆肥舎を建てられるそうです。申請地の下には、別の方の農地があり、その方からも同意を得ているという事で、今回に関しては、問題ないかなと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑1,226㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理が難しいため、スギ300本を植林する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。11月24日に松本推進委員と確認に行きました。場所は、動画にもありましたように、周りが完全に植林がされたであろう状態でそのままというような形です。何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 7番について説明します。この案件も、令和4年10月に農用地区域から除外されたものです。転用者は熊本市の個人で、栖本町の田2,562㎡に植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理が難しいため、スギ400本、クヌギ100本を植林する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。11月23日に松本推進委員と確認をしております。前回1回見についていまして、これは2回目となります。よく管理がされて、下の家は空き家となっています。今回は植林という事で、現状何ら問題ないかなと思います。審議の方よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 8番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の畑433㎡を加工所へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、農業用施設のため、例外規定にあてはまり、許可することが、可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、加工販売を計画しており、そのための加工所が必要なため、加工所1棟、駐車場2台として利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。写真をご覧いただくと分かりますが、既に転用済みです。申請者は、元推進委員さんになります。今回の申請について、事務局で話を聞いたところ、「農業用施設ならば、200㎡以内だと許可がいらぬため、不要だと思った」と話されておりました。しかし、200㎡以内とは、農業用施設とその施設の駐車場合めて、200㎡以内になります。今回の案件については、施設と駐車場合わせて200㎡を超えており、許可が必要なことをお伝えしました。勘違いをされていたということで、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。先日、池田最適化委員さんと、現地確認に参りました。事務局の説明どおりで、勘違いがあったものと私は思いますが、何も問題ないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の4ページをご覧ください。9番について説明します。転用者は名古屋市の個人で、河浦町の畑7.86㎡を通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道389号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、実家の通路の一部として利用したいため、通路として利用する計画です。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番(野中幸廣君) 7番野中です。11月18日に現場確認に行ってきました。すでに通路として利用がされてあって、致し方がないのかなと思って見てきました。以上でございます。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 10番について説明します。転用者は宮崎県の個人で、河浦町の田と畑382㎡に植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理が難しいため、スギ50本を植林する計画

です。資料③の11ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。11月18日に現地確認に行ってきました。一部のスギが伐採されていましたが、始末書に書いてありますとおり、かなり年数がたっているものと思われる。致し方がないのかなという風に思って見てきました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第103号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の5ページをご覧ください。この案件も、令和4年10月に農用地区域から除外されたものです。1番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の畑518㎡を贈与により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に農地の一部が転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。配置図を見ると、先ほど説明がありましたとおり、転用済みの場所もあります。現在の家は川沿いで危険な部分もあるので、早めに転用をして、家に被害が及ばないようにした方がいいのかなという風に思いました。私の意見は以

上です。よろしくお願いいたします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の田92.62㎡を売買により取得し、宅地拡張をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅の駐車スペースが不足しているため、住宅1棟、小屋1棟、駐車場4台として整備し、利用する計画です。資料③の13ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に一部が転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。11月18日に堤内推進委員と現地確認に行っていました。これは、いと同じで申請の話が進んだと堤内委員よりお聞きしております。特段問題はないという事でしたので、ご審議をお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の田と畑1,370㎡を売買により取得し、テニスコートへ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内に

ある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、地域交流のためのテニスコートを建設したいため、テニスコート1面、駐車場3台として整備し利用する計画です。資料③の14ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。ここは先月も見つた場所で、浦上推進委員と確認に行きました。先月が土地改良区の件で、不備があったため、それを解消してから今月申請が来ております。ただいま写真を見ていただければわかりますように、耕作放棄地となっており、耕作される方がいないため農地として利用することは、難しいため、転用は仕方がないのかなと思います。テニスコートとして地域交流に役立てられることは良いことではないかと思いましたが。すぐ上に〇〇の〇〇があるため、〇〇の〇〇のすぐ近くに建てられたいのだなと思いました。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番について説明します。この案件も、令和4年10月に農用地区域から除外されたものです。転用者は本町の法人で、本町の田1,578㎡を売買により取得し、障害児者支援施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡茶北線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、事業拡大に伴い、障害児者支援施設を増築したいため、障害児者支援施設1棟、公園、運動場として整備し利用する計画です。資料③の15ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。11月20日に松下推進委員と現地の確認に行ってきた

ました。松下推進委員さんは、「どうしてここは、長いこと荒れとるのかなと思っていた。」という事です。施設の拡張のためにという事にして、そうなりといなという風に思いました。奥の方にその施設がありました。問題ないかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の6ページをご覧ください。5番について説明します。この案件も、令和4年10月に農用地区域から除外されたものです。転用者は本町の個人で、本町の田347㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡茶北線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、親族の帰郷に伴い、住宅を建てたいため、住宅1棟、駐車場2台として整備し、利用する計画です。資料③の16ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。ここも11月20日に松下推進委員と現地の確認に行ってきました。小高いところで日当たりもちょうどよさそうな所に自宅を建てたいという事で、きれいに草刈りをされていました。何ら問題ないかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の6ページから8ページをご覧ください。6番について説明します。転用者は五和町の法人で、本渡町の田と畑22,364㎡を売買により取得し、特別養護老人ホームへ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置図になります。次が排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の施設が老朽化しており、新たに施設を建設したいため、特別養護老人ホーム1棟、職員用宿舎1棟、駐車場173台、広場、公園、通路として整備し利用する計画です。資料③の17ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。この案件は転用面積が3,000㎡を超えるため、許可相当の判断を頂いた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。ここは先日、山下推進委員と現地の確認を致しました。一筆一筆を確認していくのは困難でしたので、事務局の説明通りで、間違いのないと思います。それと地質調査のためか、道路が入っていました。元々あった道路を拡張したと思われませんが、許可が下りる前に、工事の着工ではないと思いますが、このような事が出来るのかなという風に思いました。ただ、公共性のある施設を建設するという事で何ら問題ないと思いますのでご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長(本田実君) 事務局も現地確認をしたと思いますが、何か付け加えることがあったらお願いします。

○事務局(井上拓海君) 水質調査のボーリングですか。

○4番(淀川委員さん) ボーリングですかねあれは、上から下まである結構広い道路が入っていました。そこは、すごく原野だったところだと思います。それを作らないと確認が出来ないものかなと思いました。

○3番(金棒康二君) 3番金棒です。先ほど、県に諮るということと言われましたけども、それはどういう意味ですか。

○事務局(浦川優也君) 通常の総会案件の場合は、市の農業委員会で協議し許可を出します。農地の転用面積が3000㎡を超えている場合などは、市だけではなく、県に意見を聞かなければいけないことが決まっております。

○3番(金棒康二君) ここで、許可の判断をしたものを県に諮るということですか。

○事務局(浦川優也君) その通りです。

○3 番(金棒康二君) ここで審議はせず、県のみで、審議をするわけにはいかないんですか。

○事務局(浦川優也君) 市でもきちんと審議をする必要があります。

○3 番(金棒康二君) わかりました。

○事務局(浦川優也君) 淀川委員さんのさきほどの意見は今初めてお聞きしましたが、場所はどちらになりますか。

○4 番(淀川洋一君) 一筆ずつ確認するのですか。

○事務局(浦川優也君) いいえ。通路がどこにあるのかを教えていただければと思います。

○4 番(淀川洋一君) 通路は、この前、非農地の申請があった付近からで、元々県道のところから上までずっと頂上まで入ったところですよ。そしてその途中で水質調査がありました。すでにボーリングの機械が入っておりました。

○議長(本田実君) 他に意見はありませんか。

(意見なしの声あり)

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の 9 ページをご覧ください。7 番について説明します。転用者は本渡町の法人で、本渡町の田 664 m²に賃貸借権を設定し、学童保育施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、学童保育の人数が増加しており、新たに学童保育施設が必要なため、学童保育施設 1 棟、庭園として整備し利用する計画です。資料③の 18 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番(淀川洋一君) 4 番淀川です。ここも先日、山下推進委員長と現地の確認を致しました。事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 8番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の田 135㎡に賃貸借権を設定し、宅地拡張をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡芥北線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅の駐車スペースが不足しているため、宅地拡張を行い、店舗兼住宅 1 棟、駐車場 3 台、来客用駐車場 3 台、通路として利用する計画です。資料③の 19 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、借受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。ここも先日、山下推進委員と現地の確認を致しました。事務局の説明のとおりで、間違いのないと思いますので、ご審議方よろしく願います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 9番について説明します。この案件も、令和 4 年 10 月に農用地区域から除外されたものです。転用者は楠浦町の個人で、本渡町の田 709.42㎡を売買により取得し、宅地分譲をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農

地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、住宅用地としての需要が見込まれるため、宅地 2 区画、道路として整備し、利用する計画です。資料③の 20 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。宅地分譲の転用許可は、第 3 種農地のみ許可ができると農地法で定められています。第 3 種農地とは、基本的に都市計画区域の用途地域に定められている農地のことをいいます。第 3 種農地でなく、第 1 種農地、第 2 種農地は、宅地分譲の許可はできません。しかし、平成 31 年 3 月 29 日付けで条件付きの宅地分譲の取扱いが通知され、条件付きならば、許可ができるとされました。条件については、3 つありまして、1 つ目は、許可が出てから、3 ヶ月以内に転用者とその分譲地を買う人との売買契約を締結し、分譲地を買う人と転用者又は転用者が指定する建設業者が建築請負契約をすること。2 つ目は、もし、分譲地を買う人との建築請負契約を 3 ヶ月以内にできなかった場合は、転用者と分譲地を買う人との売買契約を解除すること。3 つ目は、全て販売できない場合は、残余の土地に転用者自ら住宅を建設すること。以上の 3 つを満たすことが確実に認められるときは、許可ができます。今回の案件は、申請者から話をお聞きしまして、買いたい方は決まっており、転用許可が下りれば、すぐに契約ができることを確認しており、条件を満たすことが確実にであると判断しました。以上です。

- 議長（本田実君） この件については、初めて出てきた案件です。頭の片隅に置いていただければという事で、付属書類をつけておりますので、よろしくをお願いします。
- 議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。
- 4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。ここも先日、山下推進委員と現地の確認をいたしました。事務局の説明どおりで、間違いないと思いますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。
- 議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。
- 7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。配置排水図の中の赤くマークしてある部分が当然道だと思いますが、これは私道ですか。それとも市道ですか。
- 事務局（浦川優也君） 事務局で確認をしたところ、公共の道は、市道ではなく、共有の名義になっておりました。これはこの家に住んでおられる方たちが通る道のため、共有名義の土地となっております。おそらくこちらの転用許可が出た後は、家を建てられる予定の方々の共有名義になるものと思われます。
- 議長（本田実君） 野中委員さんよろしいでしょうか。

○7 番(野中幸廣君) はい。その場合、公共の道路ではなく、共有名義の道路という事で間違いないでしょうか。

○事務局(浦川優也君) 間違いありません。

○7 番(野中幸廣君) わかりました。

○議長(本田実君) 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、10 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の 10 ページをご覧ください。10 番について説明します。転用者は今釜新町の個人で、新和町の畑 368 m²に使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外規定にあてはまり、許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、通路、庭として整備し、利用する計画です。資料③の 21 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○6 番(中村三千人君) 6 番中村です。11 月 22 日に池田推進委員と現地の確認に参りました。これはきちんとした事業計画のある転用ですので、何ら問題ないかと思いますが、ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、11 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 11 番について説明します。この案件も、令和 4 年 10 月に農用地区

域から除外されたものです。転用者は五和町の法人で、五和町の畑 465 m²を贈与により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、従業員の駐車スペースが不足しているため、事業用バス 22 台、駐車場 15 台、コンテナ 2 個、転回スペースとして利用する計画です。資料③の 22 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。11 月 20 日、地元の原田推進委員と現地確認に行ってみました。ここは今まで数件申請が出ている〇〇〇〇及び〇〇〇〇を経営されている方です。事務局の方からも説明がありましたけども、始末書も出されております。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、12 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 12 番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑 375 m²を売買により取得し、農業用倉庫へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 300m 以内に市役所の支所がある第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、使っている倉庫が古くなっており、倉庫を新設したいため、農業用倉庫 2 棟として利用する計画です。資料③の 23 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。こちら 11 月 20 日に地元の原田推進委員と現地確認

に行って参りました。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、13番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 13番について説明します。この案件も、令和4年10月に農用地区域から除外されたものです。転用者は五和町の個人で、五和町の畑413.65㎡に使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場4台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の24ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成済みのため、借受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。11月20日に地元の小松山推進委員と現地の確認に行ってきました。〇〇の〇〇の近くで、以前知人からこの場所に造成がしてありますが、何か建つのですかという電話をいただきました。私もびっくりして現地を事務局と申請者と見に行きました。まず、これは違反転用なので、工事を進めるのをやめてくださいというのを言っ、そこから農地転用ができるように農用地区域からの除外申請をしました。そして本日ようやく転用申請にたどり着きました。申請者の方も大変申し訳なかったということも言っておられ、始末書の方も出ております。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 104 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 資料②の 11 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 15 件、再設定が 4 件、合計 19 件で、筆数 32 筆、総面積が 37,484 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 25 ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 105 号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が 1 件、牛深地域が 2 件、有明地域が 1 件、栖本地域が 1 件、五和地域が 2 件の計 7 件です。筆数は全体 32 筆、面積は 38,119 m²となっております。資料③の 26 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 21 ページ・22 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番から 7 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。全部で 3 枚あります。2 枚目です。3 枚目です。1 番から 5 番については、資料②の 21 ページの現況欄のとおり判断しました。次が 8 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次に 9 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 10 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 11 番から 15 番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。2 枚目です。次が現地の写真になります。全部で 3 枚

あります。2枚目です。3枚目です。次が16番から30番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇と〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で5枚あります。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。次が現地の写真になります。全部で8枚あります。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。6枚目です。7枚目です。8枚目です。29番、30番については、事務局で現地確認し、農地と判断しました。次が31番、32番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番から7番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 8番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 9番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 10番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 11番から15番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 29番、30番については事務局から農地という判断が出ております。それ以外の16番から28番は非農地という判断です。意見及び質疑はございませんか。

○2番(山下和弘君) 2番山下です。11月19日に地元の原田推進委員と現地確認をして参りまして、29番、30番は、非農地としては認められないというのを二人で確認をして参りました。以上です。

○議長(本田実君) 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、29番、30番を農地、それ以外を非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 31番、32番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 日程第7、議第106号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(松本馨君) 議題106号、非農地判断につきましてご説明致します。資料は、資料②の23ページから27ページになります。この議案は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、農林水産省経営局長、同省農村振興局長通知による農地法の運用についての制定についての規定に基づき、本人申請ではなく、農業委員会により農地に該当しない旨の判断をお願いするものでございます。この規定では、利用状況調査の結果、荒廃農地B分類と判定された農地について非農地判断を行うこととされていますが、これまでの調査でB分類と判定されながら非農地判断を行っていない農地が多数残っており、これらの非農地判断を早急に進めていく必要がありますことから、その一部について提案させていただきました。今回、非農地判断をお願いする農地は、栖本町河内地区に所在する農地82筆、トータル面積は42,087㎡でございます。去る10月21日に、農業委員の猪原委員さんと農地利用最適化推進委員の松本委員さんにご足労いただき、事務局職員の私と内田参事の4名で現地調査を行いました。提案しております82筆の全ての農地が山林の様相を呈

しており、農地への復元が困難な農地であり、周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地であることを確認いたしております。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては、農地台帳の修正を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請することとなります。このほか、法務局や市課税関係部署へも非農地判断をした旨の情報提供を行う予定でございます。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(本田実君) ただいま説明がありましたが、ご意見及び質疑があれば伺いたいと思います。

○5番(猪原真滋君) 5番猪原です。ただいま説明がありましており、確認に行っております。結構な面積でしたが、時間をかけて見て参りました。判断基準のとおりで、確認を行いました。以上です。

○議長(本田実君) 他にありませんか。

○6番(中村三千人君) 7番中村です。このような活動はこれからも定期的にやっていくのでしょうか。

○事務局(松本馨君) そうですね。昨年が、有明地区、天草地区、新和地区の三地区を行っております。本年度はですね、栖本地区と今月行いましたけども、楠浦地区を行っております。年明けにもう一か所か二か所くらい、行っていきたいと思っておりますので、推進委員並びに農業委員の皆さまにご協力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長(本田実君) 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、提案された非農地判断について記載された農地については、非農地に認定いたします。

○議長(本田実君) 日程第8、議第107号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請についてを議題とします。それでは1番から事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の28ページをご覧ください。1番について説明します。申請者は福岡県の個人で、栖本町の田54㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、庭スペースとして拡張したいため、宅地拡張をする計画です。次が農振農用地を表している航空写

真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地となりますが、既存施設の拡張のため、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に2番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。申請者は五和町の個人で五和町の畑 578 m² を二世帯住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、両親が高齢であり、二世帯住宅を建設したいため、二世帯住宅とする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に3番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。申請者は荅北町の法人で本町の田 3,869 m² を工場にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡荅北線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、事業拡大に伴い、工場を建設したいため、工場とする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に4番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(浦川優也君) 4番について説明します。申請者は天草町の個人で天草町の畑359㎡を個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、個人住宅とする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に5番について事務局より説明をお願いします。

○事務局(浦川優也君) 5番について説明します。申請者は東浜町の法人で本町の田と畑4007㎡を建売住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色し〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡茶北線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、建売住宅として需要が見込まれるため、建売住宅とする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分です。除外後の農地区分は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地になり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、すでに一部造成されていたため、始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

○議長（本田実君） 日程第9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の29ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は3件。

うち2件は田を畑として利用したい、うち1件は、畑を形状変更して利用したいというものでした。第4条・5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和4年天草市農業委員会第12回総会を閉会致します。

閉 会 16時00分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本田実

署名委員 野中幸廣

署名委員 平岡教則